

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	化学物質の有害性調査事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度開始		担当課室	化学物質対策課化学物質評価室		角田 伸二		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働現場で大量かつ広範囲に製造、使用されている化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を行い、その試験結果を労働者の健康障害防止対策に活用する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	OECDテストガイドラインに基づき、実験動物(マウス及びラット)を化学物質にばく露させるがん原性試験(2年間の長期ばく露)及びがん原性試験のための予備試験(短期ばく露)を行うことにより、化学物質のがん原性等の有害性を調査する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	845	850	825	825	824	
	執行額	845	817	825				
	執行率(%)	100%	96%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 委託物質に係る試験の実施率 (平成25年度) これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針の対象とする。			成果実績	%	100%	100%	100%
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、各年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。			活動実績 (当初見込み)		2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)	2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)	2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)
単位当たりコスト	-			算出根拠	各年度ごとに実施する委託物質は、それぞれ化学的、物理的性質などが異なるため、有害性試験実施に必要な費用を同一と見なすことができない。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	825	824	活動実績(一部消耗品の入札による調達実績)を踏まえ、積算の精査を行ったことによる削減。				
計	825	824						

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	産業上、大量かつ広範囲に使用されていて、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにすることは、それらの物質を取り扱う労働者の保護の観点から、広く求められているものである。 他方で、対象物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となるところ、一般の事業者が実施することは困難であることから、国が実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	化学物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となり、それらの条件を整えることができる主体には限りがあること、又、労働安全衛生法において、国自ら化学物質の有害性調査を実施するよう努めることが規定されていることも踏まえ、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるところ、平成24年度は公募により調達を実施した。平成25年度も同様の方式により実施。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	産業上、大量かつ広範囲に使用されていて、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにする本事業は、化学物質を取り扱う労働者の保護に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、ばく露試験を行う研究者に係る謝金や、試験で使用する消耗品、試験用機材を稼働させるためにかかる経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、各年度の対象物質に係る試験は順調に行われ、試験結果の公表に至っているところ、見込みに見合った活動実績となっている。	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業において各年度に実施した試験の結果を、順次公表し、指針として活用している。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	類似する事業はない。	
点検結果	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	類似する事業はない。	
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	活動実績(一部消耗品の入札による調達実績)を踏まえ、積算の見直しを行ったことによる減。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	650-54	平成23年	962	平成24年	813

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

化学物質の有害性調査事業

厚生労働省
(825百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 中央労働災害防止協会
(825百万円)

〔 事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性(がん原性等)調査の実施 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
試験資機材費	試験機材借料、実験用消耗品、燃料費等	232			
試験研究員役務費等	試験研究員役務費等	259			
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	231			
旅費	専門家旅費等	1			
その他庁費	印刷製本、通信費等	63			
消費税	消費税	39			
計		825	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性 (がん原性等)調査の実施等	825	随意契約	